

オンライン授業プラットフォームシステム開発業務  
請負契約調達仕様書

平成26年6月

放送大学学園

# 目次

---

1. 調達件名 .....	1
2. 本業務の概要.....	1
2.1 目的.....	1
2.2 本業務の全体像.....	1
3. 導入スケジュールと調達対象範囲.....	1
3.1 オンライン授業プラットフォームの導入スケジュール.....	1
3.2 本業務の調達対象範囲.....	2
3.2.1 調達の範囲.....	2
3.2.2 調達に含まないもの.....	2
4. 本業務の内容.....	2
4.1 本業務実施における前提条件.....	2
4.1.1 受注者実績要件.....	3
4.1.2 情報セキュリティ管理要件.....	3
4.1.3 従事作業者要件.....	3
4.2 オンライン授業プラットフォーム構築に係る作業・体制.....	3
4.2.1 作業内容.....	3
4.2.2 作業体制と役割.....	4
5. オンライン授業プラットフォームの要件.....	4
5.1 オンライン授業プラットフォーム構築の基本方針.....	4
5.2 機能要件.....	5
5.3 非機能要件.....	12
6. 納入成果物.....	12
7. 特記事項.....	13
7.1 知的財産権の取扱い（著作権）.....	13
7.2 瑕疵担保責任.....	14
7.3 秘密の保持.....	14
7.4 その他.....	14

## 別添資料一覧

---

- 別添資料 1 本業務の概要
- 別添資料 2 本業務の全体像
- 別添資料 3 本業務の作業体制と役割
- 別添資料 4 システム WAKABA 連携 IF
- 別添資料 5 非機能要件一覧

## 1. 調達件名

オンライン授業プラットフォームシステム開発業務請負業務（以下、「本業務」という。）

## 2. 本業務の概要

### 2.1 目的

本業務は、放送大学学園（以下、「本学園」という）の学生に向けたオンライン授業を実現するためのシステム上のプラットフォームとして、moodle<sup>1</sup>をベースとしたオンライン授業プラットフォームを構築し、平成27年度当初からの一部科目のオンライン授業開設及びその後の運用を確実に円滑に実現することを目的とする。なお、本業務の目的の詳細については、「別添資料1 本業務の概要」を参照のこと。

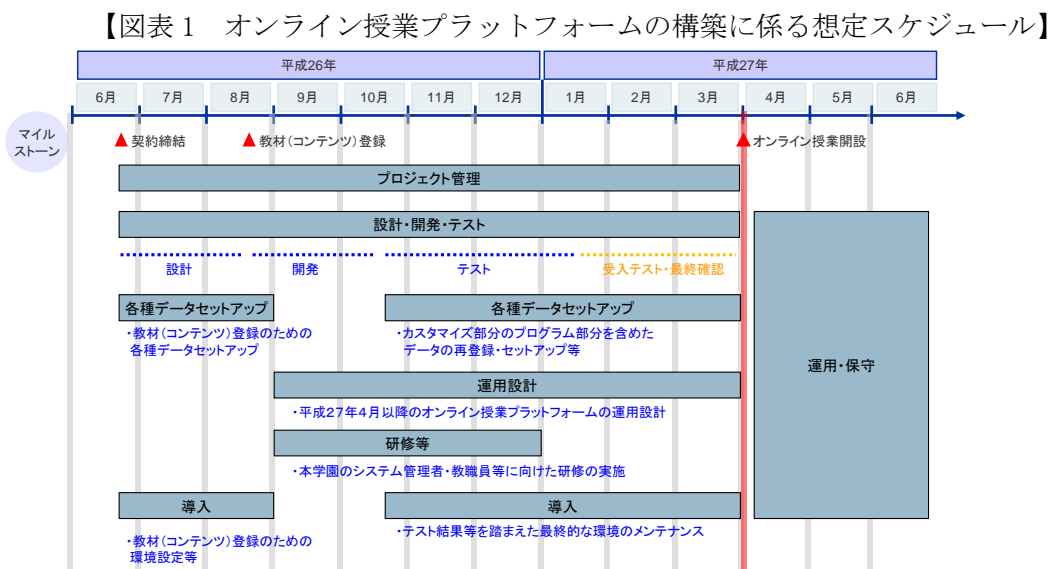
### 2.2 本業務の全体像

本業務の全体像は、「別添資料2 本業務の全体像」を参照のこと。

## 3. 導入スケジュールと調達対象範囲

### 3.1 オンライン授業プラットフォームの導入スケジュール

本業務は、平成27年4月のオンライン授業開設に向け、平成27年3月までにオンライン授業プラットフォームを構築する。本業務の想定スケジュールは以下のとおり。



<sup>1</sup>インターネット上で授業用のWebページを作るためのソフトウェア。オープンソースソフトで、GNU General Public Licenseに基づいて自由に配布されている。

### 3.2 本業務の調達対象範囲

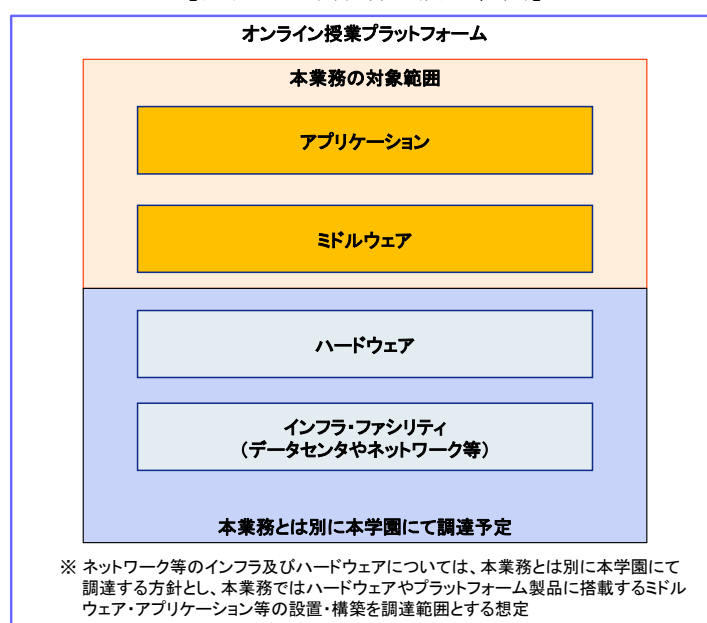
#### 3.2.1 調達の範囲

オンライン授業プラットフォームの設計・開発・テスト、プラットフォームに搭載する各種データのセットアップ、研修等、運用設計及び導入に係る役務を対象とする。

#### 3.2.2 調達に含まないもの

オンライン授業プラットフォームの動作環境として必要なハードウェアの調達及び各ハードウェアの実行環境であるインフラ等環境構築については、本調達の対象外とする。

【図表 2 本業務の調達範囲】



## 4. 本業務の内容

本業務においては、オンライン授業プラットフォームに係るサービスの提供に必要な作業を調達範囲とする。オンライン授業プラットフォームに係るサービスの提供に必要な作業は、以下の作業から構成されるものとし、本仕様書に基づき行うものとする。

#### 4.1 本業務実施における前提条件

オンライン授業プラットフォームは、本業務とは別に本学園にて調達するインフラ環境上に構築する方針であることから、本業務の実施においては、これらのインフラ環境の構築業者と本業務の請負者の責任分界を明らかにし、必要に応じて双方で連携をとることを前提とする。

#### 4.1.1 受注者実績要件

受講者数がある一定程度の moodle による e ラーニングを主体的に設定した実績を有し、円滑に運営されていること。

#### 4.1.2 情報セキュリティ管理要件

ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 に準拠した管理を実施していること。

#### 4.1.3 従事作業要件

##### (1) 管理者の資質

- ・ 受講者がある一定程度の moodle による e ラーニングシステムの設計・開発のプロジェクト管理をした実績を有する者であること。

##### (2) 担当者の資質

- ・ moodle2 系を主体的に設計およびカスタマイズ・プラグイン開発の経験を有するものであること。

#### 4.2 オンライン授業プラットフォーム構築に係る作業・体制

##### 4.2.1 作業内容

##### (1) プラットフォーム設計・開発・テスト

- ・ 本業務の機能要件と moodle の標準機能とのフィットギャップ分析及びカスタマイズ箇所の仕様設計、また標準機能に関するパラメータ設計等を行う。
- ・ カスタマイズ箇所の開発、また標準機能に対する各種パラメータ等設定を行う。
- ・ 学習画面について、moodle のテンプレートを加工・編集の上、本学園用の画面を作成する。
- ・ プラットフォームの各機能、また教材を含むプラットフォーム全体のテストを行う。

##### (2) 各種データセットアップ

プラットフォームに搭載・登録する各種データの仕様確認・準備及びデータの登録作業を行う。

##### (3) 研修等

利用ユーザ全体（学生も含む）を対象とした操作手順等の整理を行う。また教職員に向けたシステム操作研修等を行う。

##### (4) 運用設計

プラットフォームに関する各種システム運用保守作業のプロセス・手順、また当該作

業の実施に必要な各運用機能等の準備を行う。

#### (5) 導入

moodle 及びミドルウェア等のセットアップ、動作確認等を行う。また、本学園にて行うオンライン授業は情報漏えい防止のため、ストリーミング配信を行う前提のため、ストリーミングサーバ等のセットアップ、動作確認等も行う。

なお、請負者は、ストリーミングサーバの詳細な情報（映像のファイル形式等の仕様）を提供し、コンテンツ搭載の際のスムーズな連携の保持と、十分な検証を実施すること。

#### (6) 関連業者との連携

本業務とは別に調達予定の、学習・教務準備作業に係るコンテンツ制作業務の請負者及び教務情報システム「システム WAKABA」の改修業務の請負者と互いに必要な情報の共有・調整を行う。特に、コンテンツ制作業務の請負者が制作する各種教材（映像教材等）は本業務で構築するオンライン授業プラットフォーム上で使用するため、双方の作業に影響を与える事項について早急に情報共有を図る。

#### 4.2.2 作業体制と役割

本業務の作業体制と役割の想定については「別添資料3 本業務の作業体制と役割」を参照のこと。また、本業務請負者は業務開始時に体制を明確化すること。

## 5. オンライン授業プラットフォームの要件

---

### 5.1 オンライン授業プラットフォーム構築の基本方針

オンライン授業プラットフォーム構築における基本方針は、以下のとおり。

#### (1) 対象科目

本業務で構築するオンライン授業プラットフォームで提供する機能の前提となるオンライン授業対象科目は、「認定こども園制度」に対応するための幼稚園教諭免許科目2科目と、日本語のライティング技術養成のための授業1科目を前提とする。具体的には、「教育課程の意義及び編成の方法(’15)」「幼児理解の理論及び方法(’15)」及び「日本語論文ライティング入門」の3科目を対象とする予定である。

なお、オンライン授業においては、教員から学生に向けて科目に関連する知識や情報を伝達し、主に学生個人で当該知識・情報の理解・習得を図る「情報伝達型」の学習形態と、「情報伝達型」の学習形態をベースとしつつ、学生個人だけにとどまらず、学生間及び学生・教員間のコミュニケーション・議論等を通じた知識の習得・発展を図る「知識構築型」の2種類の学習形態を採用する。先述した幼稚園教諭免許科目2科目は、こ

のうち「情報伝達型」の学習形態で、日本語のライティング技術養成のための授業科目は「知識構築型」の学習形態でそれぞれ授業を開設する予定である。

## (2) 提供機能

本業務では「大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件」(平成十九年文部科学省告示第百十四号)に示される設置基準等への準拠を前提に、オンライン授業による学習機会提供の実現に向けた学習プロセス全般及びオンライン教材の管理プロセスに関する機能、またプラットフォームの円滑な利活用等を行うためのプロセス共通機能の提供を行う。それ以外の各プロセスに関する機能については、教務事務のプロセス・機能との関連性を考慮し、オンライン授業プラットフォームではなく教務情報システム「システム WAKABA」にて対応する。

なお、本業務におけるオンライン授業プラットフォームの初期導入機能については、導入準備期間を踏まえて既存ソリューションの標準機能を適用することを前提とする。

## (3) 利用可能なデバイス

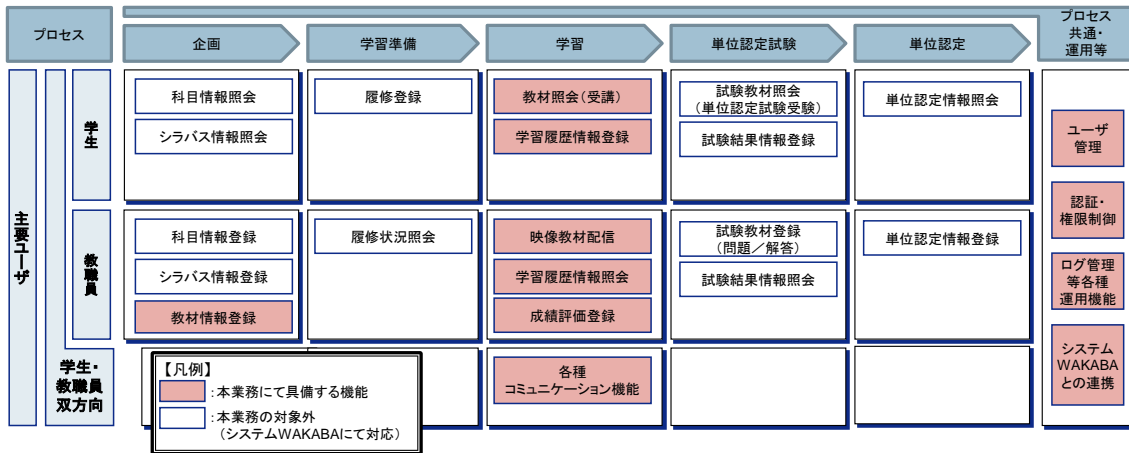
オンライン授業での学習は、各種デバイス(「PC(学習センター設置分/個人用)」及び「スマートフォン・タブレット端末」)からプラットフォームを操作し、オンライン教材の参照・受講、課題・小テストの実施、ディスカッションへの参加等を行うことを可能とするが、学習は基本的にPC(学習センター設置分/個人用)を用いて行うものとする。スマートフォン・タブレット端末等のモバイル端末は、PC(学習センター設置分/個人用)を利用した学習の補助的な学習を行うことを目的とし、映像教材の閲覧又はパワーポイントなどのスライド映像のダウンロードを可能とする。また、スマートフォン・タブレット端末等のモバイル端末での学習の履歴(映像教材の閲覧履歴)等についてはシステムで管理・保持しない。

## 5.2 機能要件

プラットフォーム提供機能の全体像は、ユーザ、オンライン授業等に関連するプロセス及び各プロセスに関連する情報種別に基づき図表3のように整理されるが、平成27年度当初にオンライン授業プラットフォームで実現する機能は、オンライン授業による学習機会提供の実現に向けた学習プロセス全般及びオンライン教材の管理プロセスに関する機能、またプラットフォームの円滑な利活用等を行うためのプロセス共通機能を対象とする。

【図表3 プラットフォーム提供機能】





## (1) 教材情報登録機能

### ① 機能概要

- ・ 教員またはコンテンツ制作者が、制作・編集された各種教材情報をオンライン授業プラットフォーム上に搭載・登録する機能。
- ・ 搭載・登録された各種教材情報（オンライン教材に紐づく各種学習履歴情報を含む）については、当該学期終了後も一定期間保存・参照可能とする。
- ・ 映像教材の制作や素材の編集については、本機能の対象外とする。

### ② 対応可能なオンライン教材の種類

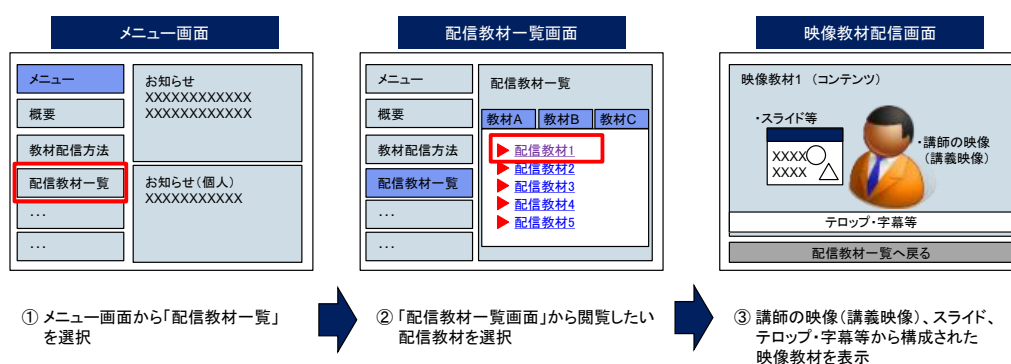
- ・ 本機能で搭載・登録可能とするオンライン教材の種類は以下のとおりとする。
  - 映像教材
  - テキスト教材
  - 課題教材
  - 小テスト教材
- ・ 各種オンライン教材の科目単位での構成・利用方法については原則制限を設けず、教員主体で各科目の教育効果や学習内容に即した種類を選定するものとする。また、以下の点に留意する。
  - 「映像教材」の具体的な種類としては、講義映像、パワーポイントなどスライド映像（音声付加にも対応）、アニメーション等を基本とする。なお、修正等の容易性を確保するため、5分程度の詳細セクションに分割した教材のつくりを基本とする。
  - 「小テスト教材」については、○×形式・選択回答形式及び記述形式に対応するとともに、自動で採点し、その採点結果を即時表示できるようにする。
  - 「課題教材」や記述形式の「小テスト教材」など、自動採点が行えない教

材について、個別又は一括（画面または外部ファイルの取り込み等）で採点結果を登録できるようにする。

### ③ 映像教材の構成

- 映像教材の構成は、講師の映像（講義映像）、スライド、ロケ等の参考映像、テロップや字幕等を組み合わせた構成とすること。

映像教材配信への流れ(イメージ図)



- 学生への統一的な学習サービスの提供等の観点から、本学園が提供する映像教材の構成・基本的なデザイン等については極力統一する。

### ④ オンライン教材のアクセシビリティ

- 視覚面に係るアクセシビリティについて、視覚障がいへの対応は実施しないことを基本とする。ただし、色覚障がいについては、プラットフォームの画面インタフェースも含めて配色等の配慮を行う。
- 聴覚面に係るアクセシビリティについて、映像への字幕表示による対応を行うこととする。字幕表示については、映像への焼き込みではなく、字幕ファイルを別途作成し、プラットフォームにアップロードすることを想定しているため、字幕ファイルの取込・表示が行えるようにする。なお、字幕表示については、学生側のデバイスのプレイヤーに字幕のオン・オフ機能があることを前提とする。

## (2) 映像教材配信機能

- 学生からのアクセスに基づき、指定された映像教材を学生側のデバイス（PC（学習センター設置分／個人用）及び「スマートフォン・タブレット端末」）へ配信する機能。
- 外部への情報漏えいを防止するため、ストリーミング形式での配信を行う。
- ストリーミング形式での配信において、映像教材の閲覧権限がない者による不正閲覧（URLからの直接閲覧等）を防止するため、ワンタイム URL によるリンク無効化

の措置を取るものとする。

- ・ なお、パワーポイント等のスライド映像教材について、ダウンロード可のものはPDF形式で配信することとする。

### (3) 教材照会（受講）機能

- ・ 学生にて、オンライン授業プラットフォーム上の各種教材情報を用いて、以下のような学習を行う機能。
  - 配信される映像教材の参照
  - テキスト教材の参照、ダウンロード
  - 課題・小テスト教材の参照、回答登録
  - ピアレビューの参照、投稿登録等

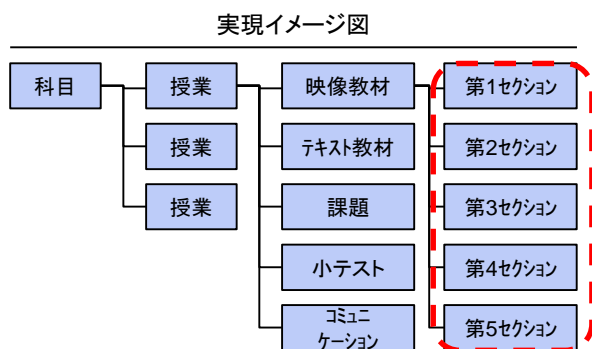
### (4) 学習履歴情報登録機能

#### ① 機能概要

- ・ 教材照会（受講）機能を用いた学生の学習履歴に係る情報について、学生の機能利用の都度自動的に登録・保存する機能。

#### ② 登録する履歴情報の粒度

- ・ 各科目・授業に紐づく各種オンライン教材の詳細セクション単位を、履歴取得の基本的な粒度とする。（以下例）
  - 映像教材：各セクション単位
  - テキスト教材：章・節単位
  - 課題・小テスト教材：設問単位
  - ピアレビュー 等



#### ③ 登録する主な履歴情報

- ・ 登録する主な履歴情報は以下を想定している。
  - 映像教材に関する学習履歴

(学習実施有無、学習実施日時、学習所要時間、学習回数等)

- テキスト教材に関する学習履歴  
(ダウンロードおよび閲覧の有無等)
- 課題・小テスト教材に関する学習履歴  
(回答有無、回答実施日時、回答所要時間、回答回数等)
- ディスカッション・ピアレビュー等に関する学習履歴  
(投稿内容、投稿回数、投稿日時)

#### (5) 成績評価登録機能

- ・ 学習履歴情報登録機能を通じて登録・保存されている各種学習履歴情報を教員が参照し、学生の成績評価（成績の合否判定、コメント、点数の登録等）を行う機能。成績評価は、学生ごとの個別登録及び複数の学生に対する一括登録（画面または外部ファイルの取り込み等）が行えるようにする。
- ・ 成績評価における学生の成績の判定要素（受講回数、小テスト等の点数、ディスカッション・ピアレビューにおける発言回数等）について、成績判定に占める比重の割合を設定可能とする。

#### (6) 学習履歴情報照会機能

##### ① 機能概要

- ・ 学習履歴情報登録機能を通じて登録・保存されている各種学習履歴情報について、eポートフォリオの考え方も踏まえた上で、ユーザ単位、また一定の集計・分析軸に基づきその内容を分かり易く照会する機能。

##### ② 学習履歴情報の照会方法（利活用方法）

- ・ 学習履歴情報の利活用方法として、「科目・授業単位での利活用」と「学期単位等での利活用」の大きく2つを想定している。
- ・ 「科目・授業単位での利活用」として、教員による「成績評価」と学生及び教員による「学習状況確認」に学習履歴情報を活用できるようにする。
  - 「成績評価」：教員が、学生単位に、学習有無や課題・小テスト（また、ピアレビューなどの成績が評価される場合はそれらピアレビュー）の成績を確認する。
  - 「学習状況確認」：学生自身の学習の動機付け・状況把握を行う。また、学生の学習の継続的にフォローするために、教員が学生単位に学習履歴情報を確認する。
- ・ 「学期単位等での利活用」として、教員による「各種学習データの分析・評価」に学習履歴情報を活用できるようにする。学生の基礎情報（ID、氏名等）、学習

履歴（各学生の学習事跡）に加え、学生の属性情報（性別、職種、住所、年齢等）についても活用可能とし、様々な角度からの情報分析を行えるようにする。ただし、平成27年度の初期導入時では、簡易な集計・レポート機能による分析を主体とする方向で検討している。なお、学生の属性情報については、教務情報システム「システム WAKABA」で管理されており、今後も継続して「システム WAKABA」で情報を保持・管理していく想定である点を踏まえ、分析を行える仕組みを設けることが必要である点に留意すること。

#### (7) 各種コミュニケーション機能

##### ① 機能概要

- ・ 各科目等において想定するコミュニケーション形態に基づき、学習プロセス上における学生間及び学生・教育間のコミュニケーションを行う機能。

##### ② コミュニケーション方式

- ・ オンライン授業において想定されるコミュニケーション方式（授業の受講を除く）としては、コミュニケーションの形態や即時性等を踏まえ、以下に対応する。なお、各コミュニケーション機能においては、数式（算術記号等）を用いたコミュニケーションについても可能とする。
  - コミュニケーション方式には「授業に関する学生の意見の交換の機会」を設けることとし、「時間・場所への非依存」という遠隔授業の特性を踏まえたリアルタイムコミュニケーション及び非リアルタイムコミュニケーションの両方に対応する。
  - 本業務では、リアルタイムコミュニケーションとして、グループ・多人数でのチャット（1対多・多対多）機能に対応する。また、非リアルタイムコミュニケーションとして、メール・メッセージ機能（1対1）、掲示板機能・FAQ機能・アンケート機能（1対多・多対多）に対応するものとする。なお、掲示板については、各科目にて実施される各回の授業に紐付け可能とすることを基本とする。

#### (8) ユーザ管理機能

- ・ オンライン授業プラットフォームの利用ユーザ（学生、教職員）を登録・修正する機能。
- ・ なお、システム WAKABA からのデータ取り込みを受けて利用ユーザへ自動反映すること等、ユーザ管理に関する運用負荷を軽減するための方策も考慮する。

#### (9) 認証・権限制御機能

- ・ 各利用ユーザのユーザ ID 及びパスワードを基に、利用ユーザがオンライン授業プラットフォームにログインする機能。  
また、オンライン授業プラットフォームからのログアウト機能及びパスワード初期化機能も併せて有する。
- ・ なお、本機能については、本学園が有する統合認証機能（CAS によるシングルサインオン機能）に対応するものとする。
- ・ 利用ユーザごとのアクセス可能な科目を設定すると共に、当該設定情報に基づき、各利用ユーザの科目サイト等へのアクセス可否を判定する機能。

#### (10) ログ管理等各種運用機能

- ・ アクセスログ等のログ管理やバッチジョブ管理等、オンライン授業プラットフォームに関するシステム運用を実施するための各種機能。
- ・ 運用負荷軽減に向けた運用自動化も考慮したうえで、極力 moodle の標準機能を適用する。

#### (11) システム WAKABA との連携機能

##### ① 機能概要

- ・ システム WAKABA にて管理される履修科目登録情報等を、オンライン授業プラットフォームへ取り込む機能。
- ・ システム WAKABA におけるオンライン授業に関する単位認定試験プロセス及び成績評価プロセスの実施に向けて、オンライン授業プラットフォームにて管理される成績情報等をシステム WAKABA へ引き渡す機能。

##### ② 連携対象データ

- ・ システム WAKABA から取込みが必要なデータは、履修科目登録情報（履修生情報、履修科目情報等）を想定。
- ・ システム WAKABA へ提供が必要なデータは、学習履歴情報（各教材の学習の有無を主とする）及び成績情報（課題・小テスト解答の点数を主とする）を想定。
- ・ オンライン授業の開設科目のうち、単位認定試験を伴う科目については、教材の受講状況や小テスト等の解答状況・成績等から単位認定試験の受験資格の有無の判定を自動で行い、その判定結果についてもシステム WAKABA へ提供する必要がある。単位認定試験の受験資格の有無の判定方法は科目によって異なる可能性があるため、判定対象を柔軟に設定できる仕組みとする。（以下例）
  - パターン：8回の小テストのうち、5回以上の小テストに解答済みであること（映像資料の視聴後に小テストに解答できる仕組みとする）
- ・ システム WAKABA との連携に係るインタフェース仕様については、「別添資料 4 シ

システム WAKABA 連携 IF」を参照のこと。

### 5.3 非機能要件

次期システムに求める非機能要件は、「別添資料5 非機能要件一覧」を参照のこと。

## 6. 納入成果物

本業務の納入成果物は次のとおりとする。納入成果物のうち、プロジェクト計画書は、本業務の契約締結から 1 週間以内を提出期限とする。その他の成果物の提出期限は、プロジェクト計画書を作成する段階で、本学園と協議し、決定する。

各納入成果物の提出にあたっては、電子データ及び紙媒体 1 組を提出すること。紙媒体での提出が難しい成果物については、事前に本学園へ申し出ること。

なお、すでに提出した成果物について、内容の変更等が生じた場合には、変更履歴を管理するとともに、速やかに変更部分の差し替え版を提出し、本学園の承認を受けること。

【図表 4 納入成果物】

納入成果物	内容
プロジェクト計画書	プロジェクトの作業項目詳細、スケジュール、推進体制等を定義する。また、プロジェクトを進める上での各種管理方法（進捗管理、品質管理、変更管理、コミュニケーション管理等）、標準等を規定する。
設計書	業務・機能、データ、画面、帳票、出力ファイル、moodleの各種設定情報等に関する設計の成果及びそれらのテスト計画をドキュメントとして作成する。また、情報セキュリティ設計についても盛り込む。なお、設計書は、ITの専門知識が無い者にも分かるような平易な表現をし、専門用語については解説を付けること。
moodle の技術仕様書	moodle に関して、技術面の解説がなされたドキュメントを納品する。
追加開発プログラムのソースコード	moodle の標準機能以外で別途開発したプログラムのソースコードを納品する。
テスト完了報告書	単体テスト、結合テスト及び総合テストの結果をまとめた報告書を作成する。単体テスト及び結合テスト結果の報告は、バグの発生数、収束数等の係数的な報告を主眼とし、総合テストは個別のテストシナリオに対するテスト結果を記載する。

納入成果物	内容
導入計画書	moodle 及び追加開発したプログラムの本番環境への導入手順を記載する。
操作手順書	本学園のシステム管理者向け、教員向け、学生向け、職員向け、それぞれの操作手順書を作成する。なお、操作手順書は、ITの専門知識が無い者にも分かるような平易な表現をし、専門用語については解説を付けること。
教育用マテリアル	本学園の教職員向けに実施する操作説明会で使用する資料を作成する。なお、教育用マテリアルは、ITの専門知識が無い者にも分かるような平易な表現をし、専門用語については解説を付けること。
運用保守実施計画書	オンライン授業プラットフォームに関する各種システム運用保守作業のプロセス・手順・体制等を記載する。
その他の技術資料	オンライン授業プラットフォームを運用・保守するために必要なハードウェア・ミドルウェアの構成情報・設定情報（ストリーミングサーバの詳細情報（映像のファイル形式等の仕様など）を含む）、データセンタの設定情報等、技術資料を作成する。

## 7. 特記事項

### 7.1 知的財産権の取扱い（著作権）

(1) 本調達において納品された成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、下記の場合を除いて本学園に帰属するものとする。また請負者は本学園に対して著作人格権を行使しないものとする。

- ・ 納入成果物に、請負者が権利を有する著作物（以下「請負者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その、「請負者の既存著作物」。ただし、請負者が本調達の契約前から権利を有するもので、請負者が範囲について本学園の承認を得たものに限る。
- ・ 納入成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その「第三者の既存著作物」。

(2) 本学園に加え、本学園が指定する者（本件対象システムの利用を目的とした改修等を請け負う者に限る）についても、本調達の納入成果物の複製・改変ができるものとする。



- (3) 上記の「請負者の既存著作物」については、請負者は本学園及び本学園の指定する者（本件対象システムの利用を目的とした改修等を請け負う者に限る）に改変権等を含む利用許諾権を認めることとする。
- (4) 上記の「第三者の既存著作物」については当該既存著作物の使用に必要な費用の負担を含め使用許諾契約に係る一切の手続きを請負者が行うこと。この場合、請負者は当該契約の内容について、本学園の承認を得ることとし、本学園は当該既存著作物について、当該許諾契約の範囲内で使用するものとする。なお、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じたときは、当該紛争の原因が自ら本学園の責に帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。本学園はかかる紛争の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講ずる。本システムの開発における納入物の所有権は、落札者の責任において、本学園に帰属させること。

## 7.2 瑕疵担保責任

本業務の請負者は、以下の瑕疵担保責任を負うものとする。ただし、瑕疵担保責任期間は、納品（＝検収）後、1年間とする。

- (1) 本請負業務において納入する全ての成果物について、請負者は瑕疵担保責任を負うものとする。
- (2) ソフトウェア等のカスタマイズ部分の瑕疵に関しては、修正・対処を行うと同時に、関係するドキュメントを修正の上、提出すること。
- (3) 本件対象システムに関する技術的問題点、ソフトウェアのバグ、パッチ、バージョンアップに記載する範囲）等に関する情報及び修復用ディスク等を無償にて速やかに提供すること。

## 7.3 秘密の保持

請負者は、本業務に関して本学園が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、秘密漏洩防止のために必要な措置を講ずること。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に本学園の承認を得ること。

## 7.4 その他

- (1) 本調達仕様書に記載のない事項であっても、オンライン授業プラットフォームの構築

業務の履行に必要と認められる事項については、本学園と協議の上、実施すること。

- (2) 本調達仕様書に記載されている「～できること」、「～すること」や「～を行うこと」等の記載に関して、本学園と協議の上、詳細を決定する必要がある事項についても、本調達の範囲内で実施する内容であり、新たな費用負担なく各機能、要件を実現できること。